

提言

地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携に関する取り組み方策

* 本提言の説明内容は「 提言内容の説明 / 第 1 部 全体提言(説明)」35頁を参照してください。

提言項目 - 1

地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携の意義と必要性を認識した事業の展開

* 東京都、区市町村、区市町村社協に対する提言

(1) 地域福祉活動における地域福祉権利擁護事業の意義

地域ニーズをつかむアンテナ的役割を果たす地域福祉権利擁護事業
地域ニーズを住民に投げかけることによる新たな地域福祉活動の創出

(2) 地域福祉活動としての地域福祉権利擁護事業の視点

生活全般にわたる総合的なニーズ把握とアセスメント
区市町村や多様な専門職を巻き込んだ地域ネットワークの構築

(3) 社会福祉協議会における地域福祉活動部門との連携

小地域福祉活動や市民活動センターなど社協における既存の地域福祉活動との連携

(4) コミュニティ・ソーシャルワークによる支援体制

地域福祉権利擁護事業とインフォーマルな支援活動との調整
地域福祉権利擁護事業の個別援助力の向上と「地域で支援する」体制の構築

提言項目 - 2

地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携を高めるための社協内部の組織づくり

* 区市町村、区市町村社協に対する提言

(1) 地域福祉権利擁護事業の社協事業としての位置づけと内部の連携体制づくり

社協における利用者支援の基幹的事業としての認識と体制の整備
社協内各部門間の円滑な連携が進むような事務局の執行体制の整備
社協内部での研修の実施と意欲的な情報交換の実施

(2) 地域福祉権利擁護事業を運営する上での課題への対応

利益相反とまらない透明性のある組織づくりと運営の仕組みの整備

提言項目 - 3

地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動の連携をより進めるための事業推進体制の整備

* 東京都、区市町村、区市町村社協に対する提言

(1) 東京都福祉サービス総合支援事業への支援体制の確立

都補助事業である「東京都福祉サービス総合支援事業」の支援体制の確立

(2) 地域福祉権利擁護事業における専門員、生活支援員の体制整備

契約数の増加に伴う専門員の増配置

複雑、困難なケースに対応するための専門員、生活支援員の業務推進体制の整備

< 提言の背景 >

区市町村社協の本来的な役割は「住民主体の福祉コミュニティづくり」といえます。社協は、地域福祉権利擁護事業を単なる「日常的金銭管理サービス」などに限定的にとらえるのではなく、広く地域住民の自立や尊厳の拡充に向けた権利擁護活動を展開する足がかりとしてとらえ、地域福祉活動との連携により取り組むべきであると考えます。しかし、事業開始から5年が経過した地域福祉権利擁護事業の取り組みを見ると、地域福祉活動との連携による社協らしい事業展開は、区市町村社協によりその取り組みに格差が出ているのが現状です。

そこで、「地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携に関する研究委員会」を設置し、地域福祉権利擁護事業の個別援助ケースを基に、地域福祉活動と意図的に連携し、個別支援とあわせて地域づくりを試みている社協の事例分析を行いました。その結果、地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動が連携することにより、地域福祉権利擁護事業利用者の地域での生活を包括的に支援できることが明らかになりました。

社協における地域福祉権利擁護事業の推進方策や、社協を支援する区市町村や東京都に求められる施策について提言します。

東京都社会福祉協議会では「地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携に関する研究委員会」を設置し、連携事例の検討を区市町村社協の協力により行い、委員会報告書（税込 900 円・平成 17 年 9 月発行）としてまとめました。